



「日本司法支援センター」 —日弁連が制度設計の基本方針発表—

■ 日弁連の基本方針の発表

2004年の通常国会において、総合法律支援法が成立した(ただし、その一部は未施行)。これにより、国は、市民が裁判その他法による紛争解決のための制度をより容易に利用することができるようにするとともに、弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制の整備をする責務を負う。

2005年5月6日、日弁連の日本司法支援センター推進本部は、国の責務の中核主体である日本司法支援センター(以下「司法支援センター」という)の制度設計に関する基本的な方針を発表した。

本稿では、その要点を紹介する。ただし、上記方針自体、今後の法務省準備室との協議を要する事項を含むものであることを、あらかじめご了承ください。

■ 組織

司法支援センターは、本部と地方事務所組織により構成される。

(1) 本部組織

理事長、理事などを構成員とする協議機関を設置し、本部事務局には、弁護士から事務局長などのスタッフを置く。また、各地方事務所の業務の情報を共有するために、全国地方事務所長会議を設置する。

(2) 地方組織

理事長が、地方事務所の業務全般及び職員の職務について管理・監督責任を負う地方事務所長を選任する(ただし、事務量に応じて、若干の副所長をおくことができる)。また、地方事務所には、同事務所の運営について所長に意見を述べる地方事務所運営委員会と、扶

助事件審査等を行なう地方事務所審査会(仮称)を置く。さらに、事務局には、業務遂行に十分な事務職員を配置し、事務量が相当程度の規模にわたる場合には、弁護士事務局長を配置する。

なお、各地域の実情にきめ細かく対応するため、県庁所在地以外にも、地方事務所支部(支所)を積極的に設置するとともに、既存の地方自治体の相談窓口等と適切な連携関係を構築する。

■ スタッフ弁護士

(1) スタッフ弁護士の必要性

司法支援センターによる法律サービスの提供を効果的に実施するためには、必要十分なスタッフ弁護士を確保する必要がある。2006年の司法支援センター業務開始時点で、少なくとも60名程度のスタッフ弁護士を確保する。

(2) スタッフ弁護士の確保

スタッフ弁護士の勤務条件を、実質的に同期の判事・検事並みの待遇とした上で、一定程度の歩合給を加算する等の工夫をする。のみならず、スタッフ弁護士を確保するという観点からは、司法修習修了直後の弁護士については、スタッフ弁護士養成事務所における研修を経由させるとともに、弁護士登録後数年以上を経ている弁護士についても、通常の業務の他、後進の育成等に携わる必要があることから、スタッフ弁護士派遣事務所(仮称)を募集する。

■ 事業内容

(1) 民事法律扶助

民事法律扶助事件については、従前の相談登録弁護

士による法律扶助相談を維持しつつ、地方事務所では一定の場所を設けて扶助法律相談を実施する。また、地方事務所以外においても、受付窓口を可能な限り設置する。さらには、出張相談など特別な配慮も行なう。

なお、アクセスポイントの充実により、事件数の増加が予想されるから、より迅速な審査手続を構築する必要がある。

(2) 国選弁護等

司法支援センターによる国選弁護人の指名事務と弁護士会における当番弁護士、私選弁護人候補者紹介事務について、これらが円滑に連携し、速やかに弁護人が選任できるよう、各地域の実情に踏まえた体制を整備する。

また、国選弁護報酬の大幅な増額を求めつつ、適切な国選弁護報酬体系を確立する。

(3) 自主事業

刑事被疑者弁護援助、少年保護付添をはじめとする従前の自主事業については、日弁連、弁護士会が司法支援センターに委託するというスキームを策定し、その具体的な内容を各地の実情を踏まえて検討する。なお、自主事業については、弁護士会からの拠出金や贖

罪寄付等の財源確保のための仕組みを構築する。

現時点での取り組み状況

東京では、東京地方準備会が設置されるとともに、三会日本司法支援センターに関する協議会が設置され、東京地方の課題について検討・議論されている。全国で今後の最重要課題の1つがスタッフ弁護士の確保である。そのため東京でもスタッフ弁護士養成事務所を1つでも多く確保することが喫緊の課題である。また、東京の刑事弁護態勢をどう構築するか、特に被疑者国選の対応態勢確立が課題である。

そのほか東京地方事務所の支部の設置場所の検討、アクセスポイントの洗い出しと連携の構築、法律扶助協会の行なっている自主事業をどうするかなど検討課題が山積している状況である。刑事弁護態勢確立の問題は東弁の7月20日の夏期合同研究の全体会でのテーマにも取り上げているが、今後、多摩地区の体制の準備も含め、組織の整備・強化を含め取り組んでいく予定である。

(司法改革総合センター事務局次長 白井一廣)